

事故車等の排除業務（有償運送）通達の 任意保険等に関する一部改正について

道路上の事故車等の排除業務に係る通達の一部改正により、平成26年4月以降に「有償運送許可証」の申請をする車積載車については、主に下記の2点が改正されましたのでお知らせ致します。

- ① 被害者1名当たりの補償額を「無制限」とする任意保険の加入
- ② 許可証の更新期間は「1年」から「許可日から起算して3年以内」とする

改正に伴い、平成26年度の有償運送許可申請の新規並びに更新の届出に必要な要件の研修会（日整連より委託）で添付書類として提出して頂きますので、任意保険の更新をする際は特にご留意下さい。（当会以外の国交省指定団体が実施する研修会の受講でも申請は可です。但し、支局窓口へ直接申請して下さい。）

〈ご注意下さい〉

有償運送に関する規定では、車積載車による道路上の事故車等の移動搬送が対象となっていますので、レッカー車（車輪を吊り上げけん引するタイプ）での搬送は有償運送許可の申請は不要です。

また、ハイブリッド車等の事故で高電圧系統の遮断等を行う場合は「低圧電気取扱特別教育」の受講を受けていることや巻上機（ウインチ）による作業を伴う場合は、労働基準協会が行う特別教育を任意で受講されることもお勧めします。なお、本規定では「道路上の事故車等」と定められているので、登録ナンバーの無い車両等の搬送業務には「貨物運送事業」資格が必要となります。

※今年度の研修会は8月下旬に実施を予定していますので、詳細等については会報にて随時お知らせを致します。